

TOABO

第19回 定時株主総会招集ご通知

ご来場自粛のお願い

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主総会当日のご来場を見合わせていただき、書面による事前の議決権行使を行っていただくことを強くご推奨申し上げます。

お土産の取りやめについて

本年は、株主総会にご出席の株主様にお配りしておりましたお土産を取りやめさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

日 時

令和3年3月30日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

場 所

大阪府中央区城見一丁目2番27号
クリスタルタワー 20階 A会議室

議 案

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
7名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の
報酬額決定の件
- 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

株式会社トーア紡コーポレーション

新型コロナウイルス感染拡大防止への当社の対応について

<出席のご検討について>

- ・本株主総会につきましては、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会**当日のご来場を極力お控えいただき**、書面による事前の議決権行使をご検討くださいますようお願い申し上げます。

<株主総会当日ご来場される株主の皆様へのごお願い>

- ・ご来場の株主様におかれましては、アルコール消毒液の噴霧とマスクの着用について、ご協力をお願い申し上げます。なお、マスクを着用いただけない場合は、会場への入場をご遠慮いただく場合がございます。
- ・受付前に検温を実施させていただきます。なお、検温の結果或いは風邪の症状など体調不良と見受けられる方には、誠に恐縮ですが、会場への入場をお断りさせていただく場合がございます。開会後に体調がすぐれないと見受けられる方につきましても、会場スタッフがお声がけする場合がございますので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。
- ・接触による感染のリスクを減らすため、**本年はお土産の配布を取りやめ**とさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

<株主総会当日の当社の対応について>

- ・株主総会の登壇者および運営スタッフは、マスク着用で対応させていただきます。
- ・会場の入口付近には、アルコール消毒液を設置させていただきます。
- ・株主総会の議事は、例年よりも円滑な進行を予定しております。そのため、議場における報告事項および議案の詳細な説明は省略させていただき、質疑応答におきましても、株主様からのご質問およびご発言を制限させていただきます場合がございます。
- ・株主様の座席は、ソーシャルディスタンス確保のため、例年よりも座席の間隔をあけて配置いたします。そのため、座席数を上回るご来場の場合は、入場をお断りさせていただく場合もございますので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。

<今後の状況による対応>

- ・今後の状況によりましては、対応等を変更する場合がございます。株主様にお知らせすべき事項が発生した場合には、順次、当社ウェブサイト (<http://www.toabo.co.jp/>) に掲載をさせていただく予定としております。

目 次

■ 第19回定時株主総会招集ご通知	2
■ 株主総会参考書類	4
■ (添付書類) 第19期 事業報告	20
■ 連結計算書類	35
■ 計算書類	38
■ 監査報告書	41

株 主 各 位

大阪市中央区城見一丁目2番27号

クリスタルタワー 18階

株式会社トーア紡コーポレーション

代表取締役 長 井 渡
社 長

第19回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第19回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、適切な感染防止策を実施の上開催いたしますが、株主の皆様におかれましても、感染リスクを回避するために、**当日のご来場を極力お控えいただき**、書面（郵送）による事前の議決権行使をご検討くださいますようお願い申し上げます。

つきましては、後記の株主総会参考書類をご検討の上、お手数ながら同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示いただき、令和3年3月29日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | | | | |
|---------|--|------|--|------|---|
| 1. 日 時 | 令和3年3月30日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時） | | | | |
| 2. 場 所 | 大阪市中央区城見一丁目2番27号
クリスタルタワー 20階 A会議室 | | | | |
| 3. 目的事項 | <table border="0"> <tr> <td style="vertical-align: top;">報告事項</td> <td> 1. 第19期（令和2年1月1日から令和2年12月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第19期（令和2年1月1日から令和2年12月31日まで）計算書類報告の件 </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">決議事項</td> <td> 第1号議案 剰余金処分の件
 第2号議案 定款一部変更の件
 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件
 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件 </td> </tr> </table> | 報告事項 | 1. 第19期（令和2年1月1日から令和2年12月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第19期（令和2年1月1日から令和2年12月31日まで）計算書類報告の件 | 決議事項 | 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件
第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件 |
| 報告事項 | 1. 第19期（令和2年1月1日から令和2年12月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第19期（令和2年1月1日から令和2年12月31日まで）計算書類報告の件 | | | | |
| 決議事項 | 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件
第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件 | | | | |

以 上

▶ インターネットによる開示について

●本招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令および当社現行定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイトに掲載しております。

- ①事業報告の「会社の体制および方針」
- ②連結計算書類の「連結注記表」
- ③計算書類の「個別注記表」

なお、監査役が監査をした事業報告、連結計算書類および計算書類、会計監査人が監査をした連結計算書類および計算書類は、本招集ご通知のほか、下記当社ウェブサイトの掲載事項を含んでおります。

●株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

 **当社ウェブサイト ▶ <http://www.toabo.co.jp/>**

■ 議決権行使方法のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の重要な権利です。

議決権の行使方法は、以下の方法がございます。

後記の株主総会参考書類（4頁～19頁）をご検討の上、ご行使いただきますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席いただける場合

①当日出席によるご行使



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時

**令和3年3月30日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）**

株主総会にご出席いただけない場合

②書面の郵送によるご行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限

**令和3年3月29日（月曜日）
午後5時30分到着分まで**

議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様に対する適正な利益還元を経営の重要課題であると認識しております。そのため、収益性の向上と財務体質の強化を図るとともに、株主の皆様業績に応じた適正かつ安定的な利益還元を行うことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の経営環境や事業展開等を勘案して、以下のとおりといたしたいと存じます。

1 配当財産の種類	金銭
2 配当財産の割当てに関する事項 およびその総額	当社普通株式1株につき 金 10円 配当総額 89,185,870円
3 剰余金の配当が効力を生じる日 (支払開始日)	令和3年3月31日(水曜日)

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 監査等委員会設置会社への移行に関する変更

当社は、業務執行の適法性、妥当性の監査・監督機能の強化とコーポレート・ガバナンスの一層の充実を図ることで、より透明性の高い経営を実現するため、監査等委員会設置会社へ移行いたしたいと存じます。

これに伴いまして、監査等委員および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除を行うとともに、重要な業務執行の決定の委任に関する規定の新設等、その他所要の変更を行うものであります。

(2) 事業目的の追加

当社は、事業の拡大および今後の事業展開に備えるため、事業目的を追加するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案における定款変更の効力は、本総会終結の時をもって生じるものといたします。

(下線部は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総則	第 1 章 総則
第 1 条 (条文省略)	第 1 条 (現行どおり)
(目的)	(目的)
第 2 条 当社は、その目的を達成するため、次の事業を営むものとする。	第 2 条 当社は、その目的を達成するため、次の事業を営むものとする。
(1)～(6) (条文省略)	(1)～(6) (現行どおり)
<新設>	<u>(7) 化粧品の売買</u>
<新設>	<u>(8) 糸、織物、編物、インテリア製品外各種繊維製品の製造加工および売買</u>
<新設>	<u>(9) 前号に関連する原料品の製造および売買ならびに副産物の加工および売買</u>
(7) 前各号の業務に付帯する業務	(10) 前各号の業務に付帯する業務

現 行 定 款	変 更 案
<p>第3条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p>(3) 監査役会</p> <p>(4) 会計監査人</p> <p>第5条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第11条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第18条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、6名以内とする。</p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p style="text-align: center;">2～3 (条文省略)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p style="text-align: center;"><削除></p> <p>(2) 監査等委員会</p> <p>(3) 会計監査人</p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第11条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第18条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、10名以内とする。</p> <p style="text-align: center;"><u>2</u> 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</p> <p style="text-align: center;">2～3 (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;"><新設></p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第23条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第25条～第26条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の議事録) 第27条 取締役会における議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p>	<p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第25条～第26条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の議事録) 第27条 取締役会における議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;"><新設></p> <p>第28条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等) 第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除) 第30条 (条文省略) 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役の数) 第31条 当会社の監査役は4名以内とする。</p> <p>(監査役の選任方法) 第32条 監査役は、株主総会において選任する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>(重要な業務執行の決定の委任) 第28条 当会社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等) 第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除) 第31条 (現行どおり) 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査等委員会</p> <p style="text-align: center;"><削除></p> <p style="text-align: center;"><削除></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の任期) <u>第33条</u> 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤の監査役) <u>第34条</u> 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の招集通知) <u>第35条</u> 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p>(監査役会の決議方法) <u>第36条</u> 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役会の議事録) <u>第37条</u> 監査役会における議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成し、出席した監査役はこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>(監査役会規則) <u>第38条</u> 監査役会に関する事項については、法令または本定款に定めるもののほか、監査役会で定める監査役会規則による。</p>	<p><削除></p> <p>(常勤の監査等委員) <u>第32条</u> 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</p> <p>(監査等委員会の招集通知) <u>第33条</u> 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> <p>(監査等委員会の決議方法) <u>第34条</u> 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席監査等委員の過半数をもって行う。</p> <p>(監査等委員会の議事録) <u>第35条</u> 監査等委員会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員が記名押印または電子署名を行う。</p> <p>(監査等委員会規則) <u>第36条</u> 監査等委員会に関する事項については、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の報酬等) <u>第39条</u> 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(監査役の実任免除) <u>第40条</u> 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p><u>2</u> 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p><u>第41条</u>～<u>第44条</u> (条文省略)</p> <p style="text-align: center;"><新設></p>	<p style="text-align: center;"><削除></p> <p style="text-align: center;"><削除></p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p><u>第37条</u>～<u>第40条</u> (現行どおり)</p> <p>附則 (監査役の実任免除に関する経過措置) <u>第 1 条</u> 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>第19回定時株主総会</u>において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>(監査役の実任限定契約に関する経過措置) <u>第 2 条</u> <u>第19回定時株主総会</u>終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第427条第1項に基づく損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。</p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたしますとともに、取締役全員（5名）は本定時株主総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることおよび同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものいたします。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の地位	候補者属性	令和2年度における 取締役会出席状況
1	なが い 井 わたる 長 井 渡	代表取締役社長	重 任	17 / 17回
2	く ぼ とおる 久 保 徹	—	新 任	—
3	みず もり よし のり 水 森 吉 紀	—	新 任	—
4	と ぐち ゆう ご 戸 口 雄 吾	取締役	重 任	17 / 17回
5	と がわ たか みつ 戸 川 崇 光	上席執行役員	新 任	—
6	さか した きよ のぶ 坂 下 清 信	取締役	重 任 社 外	16 / 17回
7	たか しま し ろう 高 島 志 郎	監査役	新 任 社 外	16 / 17回

1

重任

候補者番号

ながい わたる
長井 渡
(昭和31年9月28日生)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和55年4月 東亜紡織株式会社入社
 平成16年4月 当社執行役員財務部長
 平成18年3月 当社取締役財務部長
 平成24年1月 当社取締役専務執行役員管理本部長
 平成26年3月 当社代表取締役社長社長執行役員
 令和元年10月 当社代表取締役社長社長執行役員
 兼 事業開発本部長
 令和2年10月 当社代表取締役社長社長執行役員(現任)

所有する当社株式の数

21,600株

選任の理由

長井渡氏は、管理部門の要職を歴任した後、代表取締役社長として、当社をはじめとするグループ会社の持続的な成長および中長期的な企業価値向上の実現に向け、優れた経営判断能力とリーダーシップを有していることから、取締役候補者となりました。

2

新任

候補者番号

くぼ とおる
久保 徹
(昭和34年7月15日生)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和58年4月 東亜紡織株式会社入社
 平成21年4月 トーア紡マテリアル株式会社
 執行役員営業第3部長
 平成23年1月 同社取締役執行役員カーペット・産資営業部長
 平成26年10月 同社取締役常務執行役員インテリア部長
 平成29年4月 同社取締役専務執行役員営業・企画統括
 平成31年3月 同社代表取締役社長(現任)
 (重要な兼職の状況) トーア紡マテリアル株式会社代表取締役社長

所有する当社株式の数

5,300株

選任の理由

久保徹氏は、インテリア産業資材事業部門の要職を歴任し、豊富な経験と幅広い知見を有しております。これらの実績から当社グループの企業価値向上のために適切な人材と判断し、取締役候補者となりました。

3

新任

候補者番号

みずもり よしのり

水森 吉紀

(昭和31年11月29日生)



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和56年 4月 東亜紡織株式会社入社
 平成23年 3月 当社取締役執行役員事業本部長
 平成24年 1月 当社取締役 兼 東亜紡織株式会社代表取締役社長
 平成28年 3月 当社取締役専務執行役員事業本部長 兼 技術本部長
 平成30年 1月 東亜紡織株式会社取締役会長執行役員
 令和 2年10月 同社代表取締役社長 (現任)
 (重要な兼職の状況) 東亜紡織株式会社代表取締役社長

所有する当社株式の数

6,600株

選任の理由

水森吉紀氏は、衣料事業部門や技術部門の要職を歴任し、豊富な経験と幅広い知見を有しております。これらの実績から当社グループの企業価値向上のために適切な人材と判断し、取締役候補者といたしました。

4

重任

候補者番号

とぐち ゆうご

戸口 雄吾

(昭和39年3月16日生)



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和61年 4月 東亜紡織株式会社入社
 平成23年 1月 当社不動産管理開発部長
 平成26年 4月 当社執行役員経営企画本部副本部長
 平成29年 1月 当社上席執行役員経営企画本部長
 平成31年 1月 当社上席執行役員経営管理本部長
 平成31年 3月 当社取締役上席執行役員経営管理本部長
 令和 2年10月 当社取締役上席執行役員海外事業・商品開発・IT推進・経営企画担当 (現任)

所有する当社株式の数

5,000株

選任の理由

戸口雄吾氏は、衣料事業部門の営業を経験した後、不動産事業部門、管理部門の要職を歴任し、豊富な経験と幅広い知見を有しております。これらの実績から当社グループの企業価値向上のために適切な人材と判断し、取締役候補者といたしました。

5

新任

候補者番号

とがわ たかみつ
戸川 崇光

(昭和38年3月7日生)



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和60年 4月 山口県信用組合入組
 平成 5年 6月 大阪新薬株式会社入社
 平成26年 3月 同社取締役常務執行役員
 平成26年 4月 当社ファインケミカル事業部長 兼
 同社取締役常務執行役員
 平成30年 3月 当社ファインケミカル事業部長 兼
 同社代表取締役社長
 令和 2年 3月 当社上席執行役員ファインケミカル事業本部長 兼
 同社代表取締役社長
 令和 2年10月 当社上席執行役員ファインケミカル事業担当 兼
 同社代表取締役社長 (現任)
 (重要な兼職の状況) 大阪新薬株式会社代表取締役社長

所有する当社株式の数 2,500株

選任の理由

戸川崇光氏は、ファインケミカル事業部門の要職を歴任し、豊富な経験と幅広い知見を有しております。これらの実績から当社グループの企業価値向上のために適切な人材と判断し、取締役候補者となりました。

6

重任

社外

候補者番号

さかした きよのぶ
坂下 清信

(昭和33年9月11日生)



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和57年 4月 日本橋梁株式会社 (現 OSJBホールディングス株式会社) 入社
 平成18年 6月 同社取締役管理本部長
 平成23年 6月 同社代表取締役社長
 平成26年 4月 同社純粋持株会社への移行に伴いOSJBホールディングス株式会社へ商号変更
 日本橋梁株式会社の商号を事業子会社が承継
 OSJBホールディングス株式会社取締役 (現任)
 日本橋梁株式会社代表取締役社長 (現任)
 平成27年 3月 当社社外取締役 (現任)
 (重要な兼職の状況) OSJBホールディングス株式会社取締役
 日本橋梁株式会社代表取締役社長

所有する当社株式の数 5,100株

社外取締役在任期間 6年

選任の理由

坂下清信氏は、企業経営者としての豊富な経験と高い見識を有しており、これらを活かし独立した立場から当社経営を適切に監督いただいております。今後も当社の企業価値向上に貢献いただけるものと期待できるため、社外取締役候補者となりました。

7

新任

社外

候補者番号

たかしま しろう
高島 志郎

(昭和47年7月21日生)



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

平成11年4月 弁護士登録(大阪弁護士会)
 平成15年6月 株式会社光陽社監査役
 平成16年6月 太洋株式会社(現 太洋ヒロセ株式会社) 監査役
 平成19年2月 株式会社コンテック監査役
 平成20年3月 当社社外監査役(現任)
 平成22年4月 日本包装運輸株式会社監査役(現任)
 令和2年5月 株式会社平和堂(監査等委員である)社外取締役(現任)

(重要な兼職の状況) 日本包装運輸株式会社監査役
 株式会社平和堂(監査等委員である)社外取締役

所有する当社株式の数	一株
------------	----

社外監査役在任期間	13年
-----------	-----

選任の理由

高島志郎氏は、直接会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士として当社社外監査役の他数社の監査役および社外取締役を歴任し、高度な専門知識や幅広い知見を有しております。今後は法的な観点から取締役会への提言や助言を行っていただけるものと期待できるため、社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 所有する当社株式の数は、令和2年12月31日現在であります。
 3. 当社は、平成27年3月以降に選任された取締役および監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約(D&O保険)を、保険会社との間で締結しており、被保険者が負担することになる損害を当該保険契約により填補することとしておりますが、候補者の選任が承認された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、法令に違反することを認識しながら行った行為等に起因する損害賠償請求は、上記保険契約により填補されません。
 4. 社外取締役候補者に関する事項
 (1) 坂下清信氏および高島志郎氏の両氏は、社外取締役候補者であります。
 (2) 当社は、坂下清信氏および高島志郎氏の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、両氏の選任が承認された場合、当該届出を継続する予定であります。
 (3) 当社は、坂下清信氏および高島志郎氏の両氏の間で、当社現行定款の定めに従い、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償額の限度額は、法令の定める額としており、両氏の選任が承認された場合、上記と同内容の責任限定契約を締結する予定であります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることおよび同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の地位	候補者属性	令和2年度における取締役会出席状況
1	かわさき たかゆき 川崎 隆行	常勤監査役	新任	17 / 17回
2	まるおか けんじ 丸岡 健二	取締役	新任 社外	17 / 17回
3	いとう ひさや 伊藤 久弥	監査役	新任 社外	16 / 17回

1

新任

候補者番号

かわさき たかゆき
川崎 隆行
(昭和31年10月22日生)



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和54年 4月 大阪府民信用組合（現 のぞみ信用組合）入組
平成 4年 8月 東亜紡織株式会社入社
平成20年 4月 当社経理部副部長
平成26年 4月 当社経営企画室長
平成29年 3月 当社常勤監査役（現任）

所有する当社株式の数

2,500株

選任の理由

川崎隆行氏は、当社管理部門・経理部門の要職を歴任した後、常勤監査役として当社および国内外子会社の監査を行っております。今後も監査役として培った専門知識や経験により取締役会の監査・監督の強化に寄与することが期待できるため、監査等委員である取締役候補者としていたしました。

2

新任

社外

候補者番号

まるおか けんじ

丸岡 健二

(昭和24年10月4日生)



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和48年 4月 日商岩井株式会社 (現 双日株式会社) 入社
 平成 6年 4月 同社南京事務所所長
 平成11年 4月 同社名古屋繊維部長
 平成18年 4月 株式会社帝健代表取締役社長
 平成28年 3月 当社社外取締役 (現任)

所有する当社株式の数	3,100株
------------	--------

社外取締役在任期間	5年
-----------	----

選任の理由

丸岡健二氏は、総合商社勤務時代に培われた国際的な知見と経営者としての経験を有しており、これらを活かし独立した立場から当社経営を適切に監督いただいております。今後も豊富な経験を活かし取締役会の監査・監督の強化に寄与することが期待できるため、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

3

新任

社外

候補者番号

いとう ひさや

伊藤 久弥

(昭和35年4月21日生)



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和58年 4月 四日市倉庫株式会社
 (現 日本トランスシティ株式会社) 入社
 平成25年 6月 同社秘書室長
 平成28年 6月 同社常勤監査役 (現任)
 平成30年 3月 当社社外監査役 (現任)
 (重要な兼職の状況) 日本トランスシティ株式会社常勤監査役

所有する当社株式の数	1,800株
------------	--------

社外監査役在任期間	3年
-----------	----

選任の理由

伊藤久弥氏は、日本トランスシティ株式会社の常勤監査役および当社社外監査役として豊富な経験や実績、幅広い知見を有しております。今後も豊富な経験を活かし取締役会の監査・監督の強化に寄与することが期待できるため、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 所有する当社株式の数は、令和2年12月31日現在であります。

3. 当社は、平成27年3月以降に選任された取締役および監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契

約（D&O保険）を、保険会社との間で締結しており、被保険者が負担することになる損害を当該保険契約により填補することとしておりますが、候補者の選任が承認された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、法令に違反することを認識しながら行った行為等に起因する損害賠償請求は、上記保険契約により填補されません。

4. 監査等委員である社外取締役候補者に関する事項

- (1) 丸岡健二氏および伊藤久弥氏の両氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
- (2) 当社は、丸岡健二氏および伊藤久弥氏の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、両氏の選任が承認された場合、当該届出を継続する予定であります。
- (3) 当社は、丸岡健二氏および伊藤久弥氏の両氏との間で、当社現行定款の定めに従い、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償額の限度額は、法令の定める額としており、両氏の選任が承認された場合、上記と同内容の責任限定契約を締結する予定であります。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることおよび同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

社外

たにぐち まさよし
谷口 誠良
(昭和31年12月24日生)



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和55年 4月 株式会社泉州銀行（現 株式会社池田泉州銀行）入行
平成22年 5月 株式会社池田泉州銀行コンプライアンス統括部次長
令和元年 5月 谷口行政書士事務所所長
（現 大阪本町行政書士事務所）
令和 2年11月 大阪本町行政書士事務所所長（現任）

所有する当社株式の数

一株

選任の理由

谷口誠良氏は、直接会社の経営に関与された経験はありませんが、金融機関勤務時代に培われた財務および会計に関する豊富な経験と専門的な知見を有しており、これらを活かし取締役会の監査・監督の強化に寄与することが期待できるため、補欠の監査等委員である社外取締役候補者としていたしました。

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 谷口誠良氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。

3. 当社は、平成27年3月以降に選任された取締役および監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約(D&O保険)を、保険会社との間で締結しており、被保険者が負担することになる損害を当該保険契約により填補することとしておりますが、候補者が就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることになります。なお、法令に違反することを認識しながら行った行為等に起因する損害賠償請求は、上記保険契約により填補されません。
4. 谷口誠良氏は、同氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
5. 当社は、谷口誠良氏との間で、当社現行定款の定めに従い、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償額の限度額は、法令の定める額としており、同氏が監査等委員である取締役に就任した場合、上記と同内容の責任限定契約を締結する予定であります。

第6号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額決定の件

当社の取締役の報酬額は、平成15年3月28日開催の株式移転を承認する東亜紡織株式会社(泉大津市)第92回定時株主総会において月額8,500千円以内(ただし使用人分給与は含まない。)とご承認いただき今日に至っておりますが、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の取締役の報酬枠を廃止し、経済情勢等諸般の事情を勘案して、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額を「年額180百万円以内」(うち社外取締役分は年額36百万円以内)と定めることとさせていただきたいと存じます。

なお、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役は5名(うち社外取締役2名)ですが、第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役(監査等委員である取締役を除く。)7名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役(監査等委員である取締役を除く。)は7名(うち社外取締役2名)となります。

本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることおよび同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を、経済情勢等諸般の事情を勘案して、「年額60百万円以内」と定めることとさせていただきたいと存じます。

現在の監査役は3名(うち社外監査役2名)ですが、第2号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名(うち社外取締役2名)となります。

本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることおよび同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

以上

第19期 事業報告

(令和2年1月1日から令和2年12月31日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

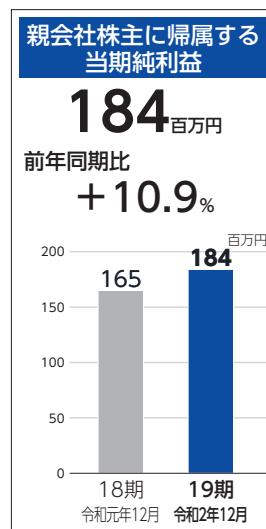
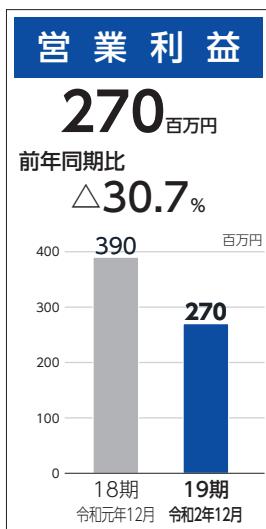
(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルスの感染拡大により経済活動は停滞し、景気は急速に悪化いたしました。各種経済政策の効果などにより持ち直しの動きが見られたものの、感染の再拡大により収束の兆しは見え、国内経済の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

このような状況のもと、当社グループは市場ニーズを先取りする高付加価値・高品質商品を提供する「暮らしと社会の明日を紡ぐ企業」として、競争力の強化と収益性の向上に取り組んでまいりました。

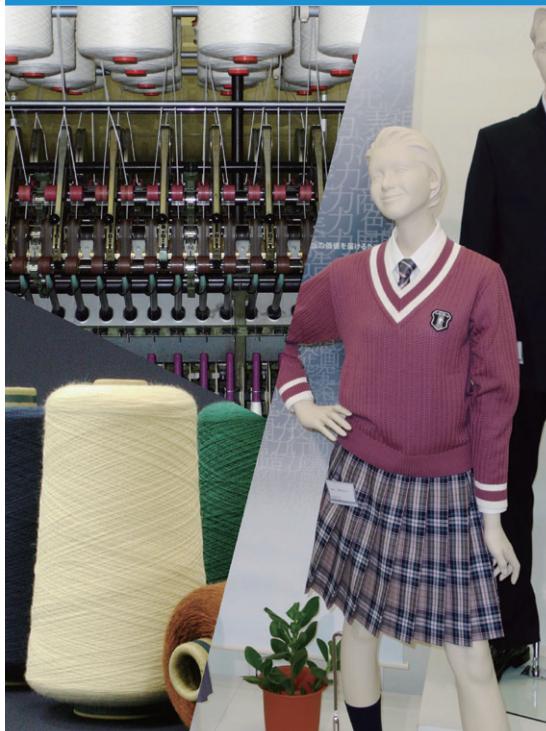
しかしながら、新型コロナウイルスの感染拡大は当社グループにも大きな影響を及ぼしました。中国現地法人は、活動が一時的に停止したことにより売上が大幅に減少しました。国内におきましても、特に衣料事業、インテリア産業資材事業の売上が大幅に減少し、一部の工場では休業を余儀なくされるなど大きな影響を受けました。

この結果、当連結会計年度の売上高は14,752百万円（前年同期比21.0%減）、営業利益は270百万円（前年同期比30.7%減）、経常利益は297百万円（前年同期比15.5%減）となりました。また、保有する投資有価証券の減損処理による投資有価証券評価損を特別損失として計上した一方、投資有価証券売却益を特別利益に計上したことなどにより、親会社株主に帰属する当期純利益は184百万円（前年同期比10.9%増）となりました。



セグメントの概況

衣料事業



主要な事業内容

衣料事業は、各種繊維を原料とする衣料用素材の製造・販売および制服の縫製加工、ニット製品の製造・販売を行っております。

事業報告

新型コロナウイルス感染拡大の影響は、衣料事業全般に及び、減収の要因となりました。

毛糸部門は、市況の冷え込みが長期化、婦人セーター向けニット糸、一般スーツ向け織糸の受注が落ち込み、大幅減収となりました。

ユニフォーム部門のスクール制服向け商材は、休校の影響を受け、ニット製品、夏物素材が需要減、減収となりましたが、価格改定の実施により増益となりました。企業制服向け素材は、新規案件の獲得および追加発注が減少し、減収となりました。官公庁制服向け素材は、制服調達予算の削減から受注が低調で、減収となりました。

テキスタイル部門は、緊急事態宣言下での郊外量販店の一時休業や店舗の閉鎖に加え、商談の停止などの影響を受け、大幅減収となりました。

毛糸製造販売を主体とする中国現地法人は、中国国内のロックダウンの影響で企業活動が一時停止したことや、市況の冷え込みにより大幅減収となりました。

制服向け縫製会社は、スクール制服の受注が好調に推移し、増収増益となりました。

この結果、売上高5,349百万円（前年同期比30.7%減）、営業利益68百万円（前年同期比15.0%減）となりました。

売上高構成比



売上高



インテリア産業資材事業



主要な事業内容

インテリア産業資材事業は、自動車用内装材、住宅建材・排水処理資材・土木資材・緑化資材などさまざまな用途の産業用資材、インテリア関連製品、オレフィン系短繊維の製造および販売を行っております。

事業報告

国内においては、新型コロナウイルスの影響により、全ての部門で生産が大幅に減少しました。

ポリプロファイバー部門は、自動車内装材用原綿は回復しつつありますが、カーペット用原綿は展示会の中止や延期が続き回復には至っておらず、減収減益となりました。

カーペット部門は、ホテル、オフィス、ダストコントロール用途の需要が減少し、減収減益となりました。

特殊繊維部門は、海外市況が冷え込んでおり、引き続き低調で減収となりました。

自動車内装材部門は、6月から生産が回復したものの前半の減産が響き、減収減益となりました。

不織布部門は、緑化資材・防草資材、土木関連、寝装関連とも堅調に推移し、増益となりました。

自動車内装材製造販売の中国現地法人は、新型コロナウイルスの影響により一時的に生産ラインが停止しましたが、再稼働後は日本より先駆けて回復し、通常稼働に戻っております。

この結果、インテリア産業資材事業は、売上高5,608百万円（前年同期比20.1%減）、営業利益19百万円（前年同期比89.6%減）となりました。

売上高構成比



売上高



エレクトロニクス事業



売上高構成比



売上高



主要な事業内容

エレクトロニクス事業は、半導体・電子機器の製造および販売を行っております。

事業報告

新型コロナウイルスの影響を受けて主力の電動工具向けコントローラーは上期に落ち込むも、下期は回復しました。人工呼吸器用の半導体を新規受注しましたが、家電関連商材は消費が伸びず苦戦しました。

この結果、売上高1,617百万円（前年同期比6.3%減）、営業利益9百万円（前年同期比22.5%減）となりました。

ファインケミカル事業



売上高構成比



売上高



主要な事業内容

ファインケミカル事業は、ヘルスケア関連薬品、工業用薬品の製造および販売を行っております。

事業報告

新型コロナウイルスの影響を受けてレーザープリンター用トナー材料や、自動車向け機能性材料の出荷が減り、加えてジェネリック医薬品原体の受注低迷も重なったことで減収減益となりました。

この結果、売上高980百万円（前年同期比16.5%減）、営業利益61百万円（前年同期比58.7%減）となりました。

不動産事業



主要な事業内容

不動産事業は、主に郊外型ショッピングセンター・オフィスビル等の賃貸を行っております。

事業報告

新型コロナウイルスの影響を若干受けながらも、前年秋に主要ショッピングセンターがリニューアルオープンしたことで、収益は改善いたしました。オフィスビル賃貸は、空室率の改善により順調に推移しております。また、佐賀県で運営しているゴルフ練習場は、多くのお客様にご来場いただき増収増益となりました。

この結果、売上高848百万円（前年同期比10.8%増）、営業利益530百万円（前年同期比10.0%増）となりました。

売上高構成比



売上高



その他の事業



主要な事業内容

その他の事業は、自動車学校の運営、ヘルスケア商品の販売などを行っております。

事業報告

自動車教習事業は、高校生向けの新しいプランが好評で、入校状況が好調に推移し増収となりました。

ヘルスケア事業は、除菌対策用の手荒れのしないアルコールジェルの販売が好調でしたが、一方で対面販売方式の化粧品が低調でした。

この結果、その他の事業全体の売上高は348百万円（前年同期比30.2%増）、営業損失7百万円（前年同期は営業損失65百万円）となりました。

売上高構成比



売上高



(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資等の総額は、311百万円であります。主な内訳は、次のとおりであります。

①当連結会計年度に完成した主要設備

インテリア産業資材事業における設備投資は、四日市工場の建物を中心に122百万円実施いたしました。

衣料事業における設備投資は、紡績設備を中心に63百万円実施いたしました。

ファインケミカル事業における設備投資は、化成品の製造設備を中心に58百万円実施いたしました。

これらの所要資金は、自己資金および借入金等によって賄っております。

②重要な固定資産の売却、撤去、滅失

当連結会計年度において重要な固定資産の売却、撤去、滅失はありません。

(3) 資金調達の状況

当社グループでは従前より機動的な事業投資等に必要となる資金を安定的に確保するため、長期借入金を中心とした資金調達を行っております。

当連結会計年度におきましては、従前の調達資金の返済等のための資金として2月から9月にかけて長期借入金49.7億円を調達いたしました。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

新型コロナウイルスの感染再拡大の影響により国内景気は沈滞し、また世界的にも未だ収束の兆しが見えないことから、国内経済の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

そのような環境下、当社グループは5つの事業を中心としてグループ全体の企業価値の向上を目指し、各事業分野において以下の取り組みを進めていきます。

事業	主な取り組み
衣料事業	<p>ニューノーマル時代を迎え、在宅勤務が一般化するなどライフスタイルが大きく変化し、ビジネススーツやビジネスユニフォーム市場が一気に冷え込みました。このような環境の中、以下の3つの重点施策を進めていきます。</p> <ol style="list-style-type: none">1. コスト削減 国内外の適地生産体制の見直しおよび物流の合理化を進めます。またDX技術の積極的な活用により、生産性の向上および事務処理の効率化を図るなど、コスト削減を徹底していきます。2. 開発の強化 抗菌・抗ウイルス素材やサステナブル素材など高付加価値商品の開発を強化し、収益性の向上を図ります。また、ファッション衣料繊維に依存した商品構成からヘルスケア分野の素材開発を展開することで、収益の安定化を図ります。3. スクール部門の強化 収益拡大に向け、グループのニット製品製造子会社および制服縫製子会社と連携した総合的な取り組みによるシェア拡大および周辺商材の開発による拡販を進めていきます。
インテリア産業資材事業	<p>インテリア産業資材事業は以下の3つの戦略を推し進めていきます。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 生産の効率化 新規商材の立ち上げのため、既存設備の改修、改造および工程の見える化、デジタル化による生産の効率化を進めていきます。 中国子会社においても、既存設備の改修および改造により効率よく稼働させることで、現地ローカルメーカーとの競争に対処して新規商材の受注を目指します。2. 品質へのプライド・ものづくりへのこだわり 原着ポリプロファイバーの展示会用需要があまり見込めないため、高機能綿・ショートカット・細番化商材の開発および販売を目指します。また、すべての分野で、次期商材の受注獲得のための新規開発を進めていきます。3. 環境に配慮したものづくり 導入済みの環境に配慮した排水処理設備の適切な運用と更新を実施するとともに、工場で使用するエネルギーの低炭素排出へのシフトを実現し、環境負荷低減を推し進めます。また、リサイクル事業では、産官学共同研究による「リサイクル炭素繊維の連続繊維化および製布化」に取り組んでおり、リサイクルカーボンファイバーの高付加価値製品化に繋げていきます。

事業	主な取り組み
エレクトロニクス事業	<p>昨年度は、一時売上が大幅に落ち込みましたが、当社の半導体（トリアック）が人工呼吸器等の医療機器に採用されたこと等により、後半は回復基調となりました。今年度に入り、産業機器関連、5G・IT機器関連、ロボット関連の需要回復を受けて、主力の電動工具コントローラーやパワー半導体の受注は前年同期比大幅増となっています。</p> <p>一方で、急激な需要増による半導体部品不足は深刻化しており、生産・販売への影響が懸念されます。そのため、納入先への代替品の承認提案、仕入先との長期契約等による部品確保を喫緊の課題として対処していきます。</p> <p>また、中国の生産工場のリモートによる管理を徹底することにより、生産・品質管理体制を高めていきます。</p> <p>さらに、持続的な成長に向け以下の新規商材への取り組みを強化していきます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 省力化・ロボット関連 昨年度に販売を開始した電子棚札は、機種を増やして売上増を目指します。また、減速機は、本年度中に量産を開始してロボットメーカーへの営業を行います。 2. 衛生関連 ウイルス対策用フィルターの製造販売、深紫外線LEDを使用したウイルス対策製品の開発、販売を行います。 3. 環境関連 水だけで金型・金属素材・ゴム素材・ガラス素材の洗浄を可能にしたマイクロバブル洗浄機の販売を行います。
ファインケミカル事業	<p>ウィズコロナ時代の中で、先行き不透明な事業環境を乗り越えて将来の成長軌道を確認なものとするために、以下の3つの戦略を推進していきます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 社会のデジタル化の加速や次世代通信規格5Gの普及により市場の拡大が見込まれる電子材料分野では、基板材料・放熱材料向け・付加価値の高いフォトレジスト材料向けの拡販強化に努めます。 2. 新型コロナウイルスの感染拡大は、従来のオフィス環境や医療分野の市場に大きな変化をもたらしていますが、これを「新たな成長の機会」と捉え、成長が見込まれる新規材料の開発ならびに営業活動を積極的に進めていきます。また当期堅調に推移した基礎化粧品原料は、引き続き生産の効率化を進めて収益性向上に努めていきます。 3. 世界的な脱炭素のうねりと相まって、これまで以上に環境保護をはじめとする社会課題への対応の重要性が浮き彫りになっています。化学工業である当部門では、かねてより環境にやさしい製造技術の確立と既存製品の製法改良に着手していますが、今後は量産対応に向けさらにスピードアップさせていきます。

事業	主な取り組み
不動産事業	事業部全体として、資産の有効活用をより促進し、安定収益の確保を目指します。事務所賃貸については、設備のリニューアルを行うことでオフィス環境の満足度を高め、魅力あるオフィスを提供していきます。経年により資産価値が低下している商業施設については、計画的に修繕し、付加価値を高めることで稼働率と収益性の向上に努めます。また、「SDGs（持続可能な開発目標）」を意識した資産の活用を促進し、環境負荷低減への貢献を図ります。

これらの取り組みによる収益力の向上で利益水準を回復させて、2022年の創業100周年を迎えたいと思っております。そして、その先の10年を見据えたビジョンを打ち出す中長期計画の立案を検討していきます。

また、「企業の果たす社会的責任」の一環として、「人」・「暮らし」・「環境」の心地よい調和を求めていきます。そして、法令順守や危機管理を一層徹底するため、「トーア紡企業行動憲章」のさらなる定着と実践を推進し、より実効性のある内部統制の整備、運用を進めていきます。

(9) 財産および損益の状況の推移

企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分	第15期	第16期	第17期	第18期	第19期(当期)
	平成28年1月1日から 平成28年12月31日まで	平成29年1月1日から 平成29年12月31日まで	平成30年1月1日から 平成30年12月31日まで	平成31年1月1日から 令和元年12月31日まで	令和2年1月1日から 令和2年12月31日まで
売上高	18,950百万円	19,399百万円	19,374百万円	18,669百万円	14,752百万円
営業利益	575百万円	472百万円	371百万円	390百万円	270百万円
経常利益	488百万円	416百万円	335百万円	351百万円	297百万円
親会社株主に帰属する 当期純利益	266百万円	268百万円	248百万円	165百万円	184百万円
1株当たり当期純利益	29円88銭	30円13銭	27円89銭	18円61銭	20円65銭
総資産	32,367百万円	32,434百万円	31,266百万円	31,120百万円	31,248百万円
純資産	11,422百万円	11,664百万円	11,150百万円	11,172百万円	10,822百万円

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均の発行済株式総数から自己株式数を除いて算出しております。

2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第18期会計年度の期首から適用しており、第17期会計年度の総資産については、当該会計基準等を遡って適用した場合の金額となっております。

(10) 重要な子会社の状況 (令和2年12月31日現在)

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
東亜紡織株式会社	100 ^{百万円}	100 %	毛糸、毛織物、その他の各種繊維製品の製造、販売等
トーア紡マテリアル株式会社	100	100	カーペット、その他各種繊維製品の製造、販売等
大阪新薬株式会社	45	100	ファインケミカルの製造、販売等
株式会社トーアアパレル	90	100	学生服、企業ユニフォームの製造
トーアニット株式会社	10	100 (100)	ニット製品の製造
株式会社トーア自動車学校	10	100	自動車教習事業
無錫東亜紡織有限公司	7,227 ^{千US\$}	100 (100)	梳毛糸の製造、販売
広州東富井特種紡織品有限公司	9,000 ^{千US\$}	100 (100)	産業資材用製品の生産加工販売

(注) 出資比率欄の()内は、当社の間接所有比率の内数を示したものであります。

(11) 主要な事業内容 (令和2年12月31日現在)

事業	主要製品	売上高構成比
衣料事業	梳毛織糸、梳毛ニット糸、合織糸、毛織物、ジャージ	36.3 %
インテリア産業資材事業	タフトカーペット、ニードルパンチ、ロックタフト、ポリプロファイバー	38.0
エレクトロニクス事業	半導体、電子機器	11.0
ファインケミカル事業	化成品	6.6
不動産事業	不動産賃貸、ゴルフ練習場、不動産開発	5.7
その他の事業	自動車教習事業ほか	2.4

(12) 主要な営業所および工場 (令和2年12月31日現在)

会社名	名称(所在地)	名称(所在地)	名称(所在地)
株式会社トーア紡コーポレーション	本社(大阪府)	東京支店(東京都)	大阪工場(大阪府)
東亜紡織株式会社	本社(大阪府)	東京支店(東京都)	宮崎工場(宮崎県)
トーア紡マテリアル株式会社	本社(大阪府)	四日市工場(三重県)	
大阪新薬株式会社	本社(山口県)		
株式会社トーアアパレル	本社(大阪府)	佐賀工場(佐賀県)	
トーアニット株式会社	本社(岡山県)		
株式会社トーア自動車学校	三重校(三重県)	湖西校(滋賀県)	
無錫東亜紡織有限公司	本社(中国)		
広州東富井特種紡織品有限公司	本社(中国)		

(13) 従業員の状況 (令和2年12月31日現在)

従業員数	前期末比増減数	平均年齢	平均勤続年数
449名	△23名	44.1歳	15年6ヶ月

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員は含まれておりません。

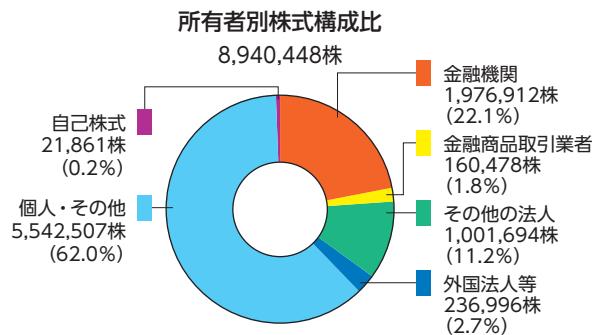
(14) 主要な借入先 (令和2年12月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	41 億円
株式会社三井住友銀行	14
株式会社滋賀銀行	10
株式会社りそな銀行	10

II. 会社の状況に関する事項 (令和2年12月31日現在)

1. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 14,300,000株
- (2) 発行済株式の総数 8,940,448株
(自己株式21,861株を含む。)
- (3) 株主数 5,604名
- (4) 大株主(上位10名)



(注) 構成比は、小数点以下第2位を切り捨てて表示しております。

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	500 千株	5.60 %
中間信幸	335	3.76
株式会社ソトー	323	3.62
トーア紡グループ従業員持株会	272	3.06
双日株式会社	271	3.03
中間高子	245	2.75
株式会社三洋航空サービス	200	2.24
三重県信用農業協同組合連合会	199	2.23
株式会社日本カस्टディ銀行(信託口)	193	2.16
株式会社三菱UFJ銀行	188	2.11

(注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は、小数点以下第3位を切り捨てて表示しており、自己株式(21,861株)を控除して算出しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

2. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等 (令和2年12月31日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	長 井 渡	社長執行役員
取締役	戸 口 雄 吾	上席執行役員 海外事業・商品開発・IT推進・経営企画担当
取締役	西 井 申 明	トーア紡マテリアル株式会社取締役会長
社外取締役	坂 下 清 信	OSJBホールディングス株式会社取締役 日本橋梁株式会社代表取締役社長
社外取締役	丸 岡 健 二	
常勤監査役	川 崎 隆 行	
社外監査役	高 島 志 郎	弁護士 日本包装運輸株式会社監査役 株式会社平和堂社外取締役 (監査等委員である取締役)
社外監査役	伊 藤 久 弥	日本トランスシティ株式会社常勤監査役

- (注) 1. 当事業年度中の取締役の異動はございません。
 2. 当事業年度中の監査役の異動はございません。
 3. 当社は、取締役坂下清信氏、取締役丸岡健二氏、監査役高島志郎氏、監査役伊藤久弥氏の4氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取締役 (うち社外取締役)	5 (2) 名	38 (7) 百万円
監査役 (うち社外監査役)	3 (2)	16 (6)
合 計 (うち社外役員)	8 (4)	54 (13)

(注) 平成15年3月28日開催の株式移転を承認する東亜紡織株式会社 (泉大津市) 第92回定時株主総会における当社の取締役および監査役の報酬に関する決議の内容は次のとおりであります。

- ①取締役報酬限度額 月額 8,500千円以内
 ②監査役報酬限度額 月額 3,500千円以内

(3) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

取締役坂下清信氏は、OSJBホールディングス株式会社取締役および日本橋梁株式会社代表取締役社長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

監査役高島志郎氏は、弁護士法人淀屋橋・山上合同に所属する弁護士であり、当社グループと同法人の間では法律顧問契約がございしますが、当該支払額は当社グループの連結売上高の0.01%未満であります。また同氏が監査役を兼務する日本包装運輸株式会社および社外取締役（監査等委員である取締役）を兼務する株式会社平和堂と当社との間にはいずれも特別の関係はありません。

監査役伊藤久弥氏は、日本トランスシティ株式会社の常勤監査役であり、当社グループと同社との間に取引関係がありますが、当該取引額は当社グループの連結売上高の0.22%未満であります。

②当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	取締役会への出席状況	監査役会への出席状況	主 な 活 動 状 況
社外取締役	坂 下 清 信	16 / 17回	—	会社経営者としての豊富な経験と高い見識に基づき、客観的かつ広範な視野から適宜必要な発言を行い、経営の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
社外取締役	丸 岡 健 二	17 / 17回	—	これまでの会社経営者としての豊富な経験と高い見識に基づき、客観的かつ広範な視野から適宜必要な発言を行い、経営の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
社外監査役	高 島 志 郎	16 / 17回	11 / 12回	弁護士としての豊富な経験と高い見識に基づき、客観的かつ広範な視野から適宜必要な発言を行い、経営の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
社外監査役	伊 藤 久 弥	16 / 17回	11 / 12回	監査役としての豊富な経験と高い見識に基づき、客観的かつ広範な視野から適宜必要な発言を行い、経営の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

③責任限定契約の内容の概要

当社は当社定款第30条第2項に基づき、社外取締役両氏との間で、また当社定款第40条第2項に基づき、社外監査役両氏との間で、それぞれ会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額であります。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

PwC京都監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬 36百万円

②当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 36百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額は合計額で記載しております。

2. 監査役会は、取締役、社内関係部署および会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務状況、報酬見積りの算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会計監査人との間で責任限定契約を締結しておりません。

(5) 子会社の監査の状況

当社の重要な子会社のうち、無錫東亜紡織有限公司、広州東富井特種紡織品有限公司は、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (令和2年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
I 流動資産	9,533	I 流動負債	7,178
現金及び預金	2,658	支払手形及び買掛金	1,200
受取手形及び売掛金	2,519	短期借入金	5,102
電子記録債権	486	1年内償還予定の社債	50
商品及び製品	1,928	リース債務	2
仕掛品	492	未払法人税等	33
原材料及び貯蔵品	1,332	未払費用	134
その他	135	資産除去債務	10
貸倒引当金	△ 19	その他	644
II 固定資産	21,715	II 固定負債	13,247
有形固定資産	19,496	長期借入金	7,224
建物及び構築物	1,767	リース債務	2
機械装置及び運搬具	535	繰延税金負債	4,323
土地	17,051	退職給付に係る負債	1,205
リース資産	49	長期預り敷金保証金	450
建設仮勘定	6	資産除去債務	41
その他	87		
無形固定資産	98		
その他の無形固定資産	98		
投資その他の資産	2,119	負債合計	20,425
投資有価証券	1,365		
長期貸付金	3	純資産の部	
繰延税金資産	17	I 株主資本	10,363
その他	774	資本金	3,940
貸倒引当金	△ 41	資本剰余金	3,570
		利益剰余金	2,872
		自己株式	△ 19
		II その他の包括利益累計額	450
		その他有価証券評価差額金	113
		繰延ヘッジ損益	△ 0
		為替換算調整勘定	337
		III 非支配株主持分	8
資産合計	31,248	純資産合計	10,822
		負債及び純資産合計	31,248

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (令和2年1月1日から令和2年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
I 売上高		14,752
II 売上原価		11,949
売上総利益		2,803
III 販売費及び一般管理費		2,532
営業利益		270
IV 営業外収益		
受取利息	9	
受取配当金	50	
受取保険金	12	
為替差益	4	
固定資産受贈益	25	
助成金収入	65	
その他	26	195
V 営業外費用		
支払利息	87	
持分法による投資損失	3	
従業員休業補償費	44	
その他	33	168
経常利益		297
VI 特別利益		
固定資産売却益	0	
投資有価証券売却益	171	
国庫補助金	11	182
VII 特別損失		
固定資産売却損	0	
固定資産廃棄損	3	
固定資産圧縮損	0	
投資有価証券評価損	122	
災害による損失	10	
減損損失	30	
事業撤退損	21	
その他	3	193
税金等調整前当期純利益		286
法人税、住民税及び事業税	108	
法人税等調整額	△ 5	102
当期純利益		184
非支配株主に帰属する当期純利益		0
親会社株主に帰属する当期純利益		184

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集(通知)
P 2

株主総会参考書類
P 4

事業報告
P 20

連結計算書類

計算書類
P 38

監査報告書
P 41

連結株主資本等変動計算書 (令和2年1月1日から令和2年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	株主資本 合計
当期首残高	3,940	3,570	2,866	△ 19	10,357
当期変動額					
剰余金の配当			△ 178		△ 178
親会社株主に帰属する 当期純利益			184		184
自己株式の取得				△ 0	△ 0
連結子会社減少に伴う 利益剰余金増加高			0		0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	6	△ 0	6
当期末残高	3,940	3,570	2,872	△ 19	10,363

	その他の包括利益累計額				非支配株主 持分	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	498	△ 0	308	806	8	11,172
当期変動額						
剰余金の配当						△ 178
親会社株主に帰属する 当期純利益						184
自己株式の取得						△ 0
連結子会社減少に伴う 利益剰余金増加高						0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△ 384	△ 0	28	△ 356	0	△ 356
当期変動額合計	△ 384	△ 0	28	△ 356	0	△ 349
当期末残高	113	△ 0	337	450	8	10,822

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (令和2年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
I 流動資産	5,198	I 流動負債	5,614
現金及び預金	1,285	買掛金	340
受取手形	223	短期借入金	4,970
電子記録債権	486	1年内償還予定の社債	50
売掛金	542	未払金	42
商品及び製品	242	未払費用	23
原材料及び貯蔵品	166	未払法人税等	24
前払費用	49	前受金	79
関係会社短期貸付金	2,171	預り金	47
その他	53	預り敷金保証金	3
貸倒引当金	△ 22	資産除去債務	10
		その他	20
II 固定資産	19,307	II 固定負債	9,931
有形固定資産	11,029	長期借入金	6,949
建物	803	繰延税金負債	2,283
構築物	57	長期預り敷金保証金	393
機械及び装置	10	退職給付引当金	284
車両運搬具	0	資産除去債務	21
工具器具備品	28		
土地	10,129		
無形固定資産	65	負債合計	15,545
ソフトウェア	63		
商標権	0	純資産の部	
その他	2	I 株主資本	8,849
投資その他の資産	8,212	資本金	3,940
投資有価証券	1,407	資本剰余金	3,569
関係会社株式	6,539	その他資本剰余金	3,569
出資金	21	利益剰余金	1,360
長期貸付金	3	利益準備金	71
その他	243	その他利益剰余金	1,288
貸倒引当金	△ 1	繰越利益剰余金	1,288
		自己株式	△ 19
		II 評価・換算差額等	109
		その他有価証券評価差額金	110
		繰延ヘッジ損益	△ 0
資産合計	24,505	純資産合計	8,959
		負債及び純資産合計	24,505

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集通知 P 2

株主総会参考書類 P 4

事業報告 P 20

連結計算書類

計算書類

監査報告書 P 41

損益計算書 (令和2年1月1日から令和2年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
I 売上高	3,127	
経営指導料	288	3,415
II 売上原価		2,249
売上総利益		1,165
III 販売費及び一般管理費		1,062
営業利益		103
IV 営業外収益		
受取利息及び配当金	252	
その他	36	288
V 営業外費用		
支払利息	84	
その他	27	112
経常利益		279
VI 特別利益		
投資有価証券売却益	171	171
VII 特別損失		
固定資産売却損	0	
固定資産廃棄損	0	
投資有価証券評価損	122	
子会社株式評価損	15	
減損損失	20	
その他	19	178
税引前当期純利益		272
法人税、住民税及び事業税	48	
法人税等調整額	3	51
当期純利益		220

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (令和2年1月1日から令和2年12月31日まで)

(単位:百万円)

	株 主 資 本					
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金	
		その他 資本剰余金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	3,940	3,569	3,569	53	1,264	1,318
当期変動額						
剰余金の配当 (注)2				17	△ 196	△ 178
当期純利益					220	220
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)						
当期変動額合計	—	—	—	17	23	41
当期末残高	3,940	3,569	3,569	71	1,288	1,360

	株 主 資 本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△ 19	8,808	493	△ 0	493	9,301
当期変動額						
剰余金の配当 (注)2		△ 178				△ 178
当期純利益		220				220
自己株式の取得	△ 0	△ 0				△ 0
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)			△ 382	△ 0	△ 383	△ 383
当期変動額合計	△ 0	41	△ 382	△ 0	△ 383	△ 341
当期末残高	△ 19	8,849	110	△ 0	109	8,959

(注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 剰余金の配当は、令和2年3月27日開催の定時株主総会決議によるものであります。

招集通知
P 2

株主総会参考書類
P 4

事業報告
P 20

連結計算書類
P 35

計算書類

監査報告書
P 41

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

令和3年2月19日

株式会社トーア紡コーポレーション
取締役会御中

PwC京都監査法人
京都事務所

指定社員 公認会計士 高井晶治 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 田村 透 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社トーア紡コーポレーションの令和2年1月1日から令和2年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社トーア紡コーポレーション及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

令和3年2月19日

株式会社トーア紡コーポレーション
取締役会御中

PwC京都監査法人
京都事務所

指定社員 公認会計士 高井晶治 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 田村 透 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社トーア紡コーポレーションの令和2年1月1日から令和2年12月31日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査役会は、令和2年1月1日から令和2年12月31日までの第19期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部統制部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwC京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和3年2月24日

株式会社トーア紡コーポレーション監査役会

常勤監査役 川崎 隆 行 ㊟
監査役 高島 志 郎 ㊟
監査役 伊藤 久 弥 ㊟

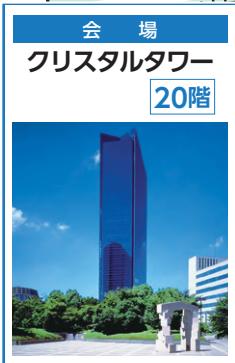
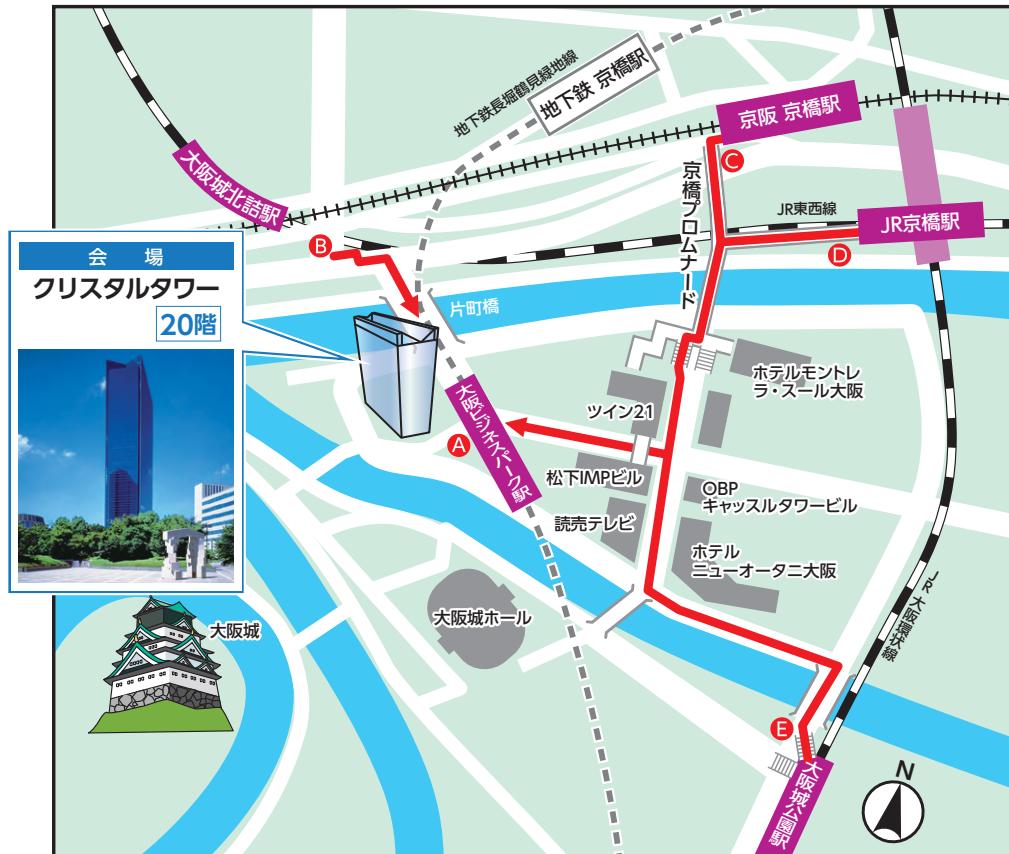
(注) 監査役 高島志郎、同 伊藤久弥は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株式に関するご案内

事業年度	毎年1月1日から12月31日まで
定時株主総会	毎年3月に開催
基準日	毎年12月31日
株主名簿管理人 特別口座管理機関	三菱UFJ信託銀行株式会社
同連絡先	〒541-8502 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部 電話 0120-094-777 (通話料無料) インターネットホームページ https://www.tr.mufg.jp/daikou/
手続きにおける ご注意	<ol style="list-style-type: none">株主様の住所変更、買取請求、その他各種お手続きにつきましては、株主様が口座を開設されている証券会社等にお問い合わせください。 なお、特別口座に記録された株式に関する各種お手続きにつきましては、上記特別口座管理機関である三菱UFJ信託銀行にお問い合わせください。未受領の配当金につきましては、三菱UFJ信託銀行全国本支店でお支払いいたします。
上場証券取引所	東京証券取引所 市場第一部
単元株式数	100株
公告方法	電子公告 公告掲載URL http://www.toabo.co.jp/ 電子公告による公告ができない場合、日本経済新聞に掲載いたします。

株主総会会場 ご案内略図



会 場 クリスタルタワー 20階 A会議室
 大阪市中央区城見一丁目2番27号

最寄りの駅 **A** 地下鉄 長堀鶴見緑地線「大阪ビジネスパーク駅」③番出口から徒歩約3分
 (クリスタルタワーへ地下道が直結)



- B** JR 東西線「大阪城北詰駅」①番出口から徒歩約5分
- C** 京阪本線「京橋駅」片町口から徒歩約12分
- D** JR 大阪環状線「京橋駅」西出口から徒歩約12分
- E** JR 大阪環状線「大阪城公園駅」から徒歩約12分

(注) 駐車場・駐輪場のご用意はいたしておりませんので、お車や自転車でのご来場は
 ご遠慮願います。



ユニバーサルデザイン (UD) の考え方に
 基づき、より多くの人に見やすく
 読みまちがえにくいデザインの文字を
 採用しています。